

入新井第一小学校及び大森北四丁目複合施設
漏水事故調査報告書

令和6年10月

大田区

はじめに

本報告書は、「大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事(I期)」及びその関連工事(以下「本工事」という。)現場において、令和6年6月11日から13日にかけて発生した3件の漏水事故(以下、11日に発生した事故を「事故①」、13日午前7時45分ごろに確認した事故を「事故②」、13日午前8時ごろに確認した事故を「事故③」とし、これら3件の事故を併せて「本件事故」という。)について、本件事故の概要、本件事故による漏水範囲及び修繕方針、並びに本件事故の原因を調査・分析し、その総括及び今後の対応策を報告するものです。

目次

1 工事概要

- 1. 1 本工事の目的..P3
- 1. 2 建物概要..P3
- 1. 3 工事関係者..P3
- 1. 4 契約工期..P4

2 本件事故の概要

- 2. 1 事故①について..P5
- 2. 2 事故②について..P7
- 2. 3 事故③について..P9

3 漏水範囲の調査及び修繕方針

- 3. 1 調査の概要..P11
- 3. 2 外観調査..P11
- 3. 3 破壊撤去を伴う調査..P11
- 3. 4 調査結果を踏まえた修繕方針..P11
 - 3. 4. 1 建築工事..P12
 - 3. 4. 2 電気設備工事..P12
 - 3. 4. 3 機械設備工事..P13
 - 3. 4. 4 昇降機設備工事..P13

4 本件事故の原因

- 4. 1 工事に際して行われるべきであった流れ..P14
- 4. 2 事故①について..P15
- 4. 3 事故②について..P18
- 4. 4 事故③について..P20

5 本件事故の総括と今後の対応策

- 5. 1 本件事故の総括..P25
- 5. 2 今後の工事現場における対応策..P25

1 工事概要

1. 1 本工事の目的

入新井第一小学校は、過去数回の増改築や耐震補強工事を行ないながら児童数、教育環境及び社会的な要求事項の変化に対応してきた。

しかし、既存校舎の一部はすでに築後 50 年を超えており、全体的に老朽化が進んでいるため、令和 2 年から全面改築を行う計画となった。

本工事については上記計画における I 期工事と位置づけ、小学校の新校舎（一部除く）の改築を行うものである。

また本工事では、学校教育の向上に資する機能を確保した上で、大森北地区の地域特性や行政需要に応じた機能を置き込み、新たな地域力の拠点となる大田区大森北四丁目複合施設を同一建物内に複合施設として併せて建設している。

1. 2 建物概要

計画地	東京都大田区大森北四丁目 6 番
敷地面積	8,691.34 m ²
用途地域	第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域
防火地域	防火地域、準防火地域
高度地区	第 3 種高度地区
主要用途	小学校、児童福祉施設、事務所、集会所、自動車車庫、 自転車駐輪場（自転車駐輪場はⅡ期工事）
構造	S R C 造、一部 S 造
規模	地上 6 階、地下 2 階
建物高さ	28.34m
建築面積	3,990.04 m ²
延床面積	19,594.39 m ²

1. 3 工事関係者

建築工事受注者 J V	五洋・サンユウ・三ツ木建設工事共同企業体
電気設備工事受注者 J V	永岡・城南・センシン建設工事共同企業体
機械設備工事受注者 J V	装芸・エバジツ・岩沢建設工事共同企業体
昇降機設備工事受注者	フジテック株式会社 首都圏統括本部
小荷物昇降機設備工事受注者	日本特殊輸送機 株式会社
工事監理受託者	株式会社 佐藤総合計画

本報告書の文中記載の「J V」とは「建設工事共同企業体」のことをいう。

1. 4 契約工期（下表は、契約変更のうち、工期変更を伴うものを表示した。）

	工期（一部しゅん工日）	
建築工事 電気設備工事 機械設備工事	当初	令和6年4月30日
	変更（1回目）	令和6年6月28日
	変更（2回目）	令和6年10月11日 (令和6年7月31日 学校一部) (令和6年8月16日 学校全体)
昇降機設備工事	当初	令和6年4月30日
	変更（1回目）	令和6年6月28日
	変更（2回目）	令和6年10月11日 (令和6年7月31日 複合一部)
小荷物昇降機設備工事	当初	令和6年4月30日
	変更（1回目）	令和6年6月28日
	変更（2回目）	令和6年10月11日
工事監理業務委託	当初	令和6年5月31日
	変更（1回目）	令和6年7月31日
	変更（2回目）	令和6年11月15日

2 本件事故の概要

2. 1 事故①について

発生日時：令和6年6月11日午後2時30分頃

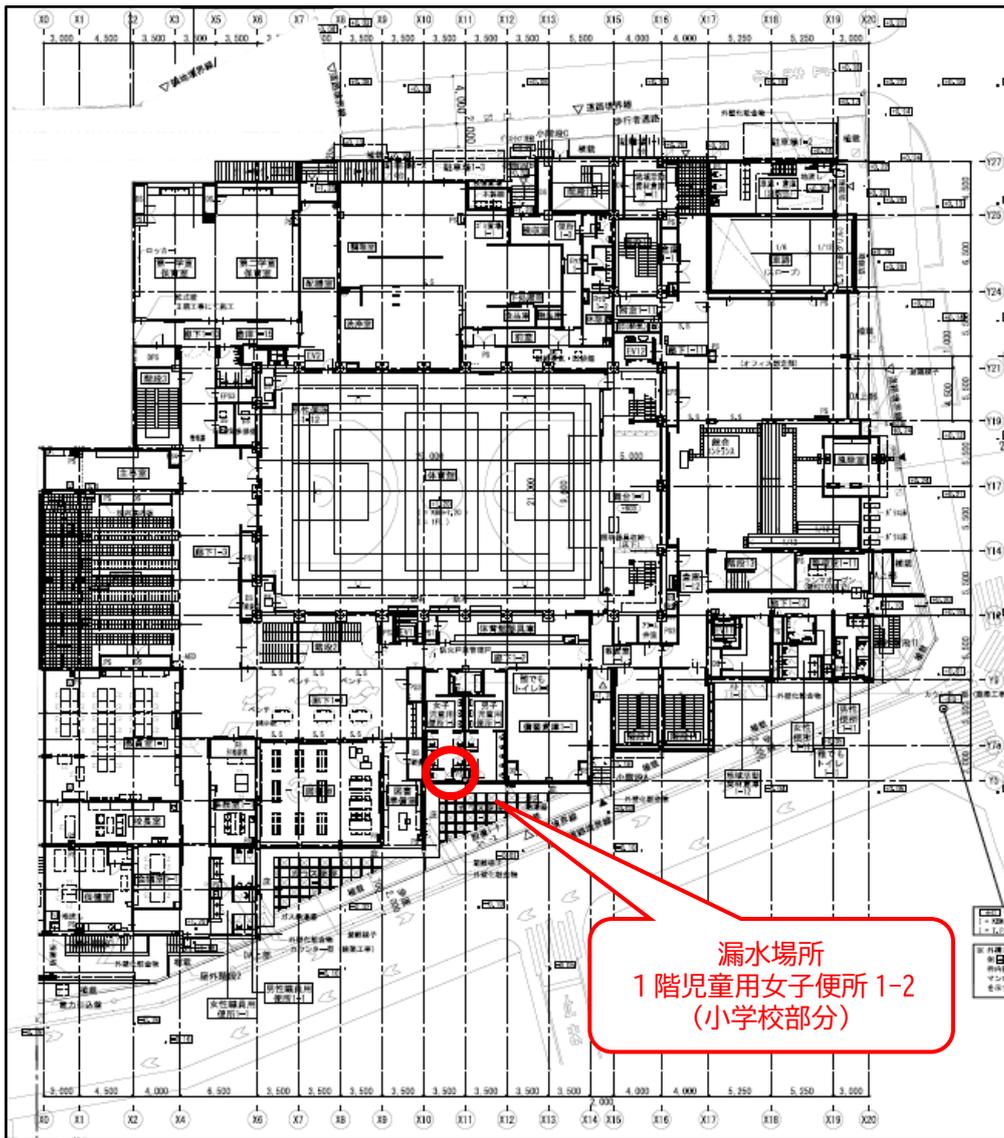
漏水場所：1階児童用女子便所1-2（小学校部分）（図2.1）

状況：建築基準法に基づく仮使用認定に伴う現場検査において実施した総合連動試験（※）

の終了直後に1階児童用女子便所1-2にて、漏水を確認した。機械設備工事受注者JVが当該便所を確認したところ、パイプシャフト内の給水管の接続部が外れていることを確認した（写真2.1）。このため、至急、この給水管系統の加圧ポンプ（地下2階受水槽ポンプ室）の運転停止を行った。

発生直後の応急措置：1階、地下1階、地下2階エリアの床・壁・天井の仕上げ材・昇降機設備（小学校側1基、複合施設側1基）の部品・電気設備器具及び機械設備器具が漏水にて水分を帯びたことが認められたため、各受注者JVにて拭き上げ及び清掃を行い、送風機にて乾燥処置を行った。

※総合連動試験とは、火災発生や停電発生等の災害発生時に非常放送、消火設備、排煙設備、警報、誘導灯等の各機能が作動し、正常に連動するかを確認するためのしゅん工前の試験のことをいう。



(図 2.1) 1階平面図



(写真 2.1) 配管接続部の状況 (左：遠景、右：近景)

2. 2 事故②について

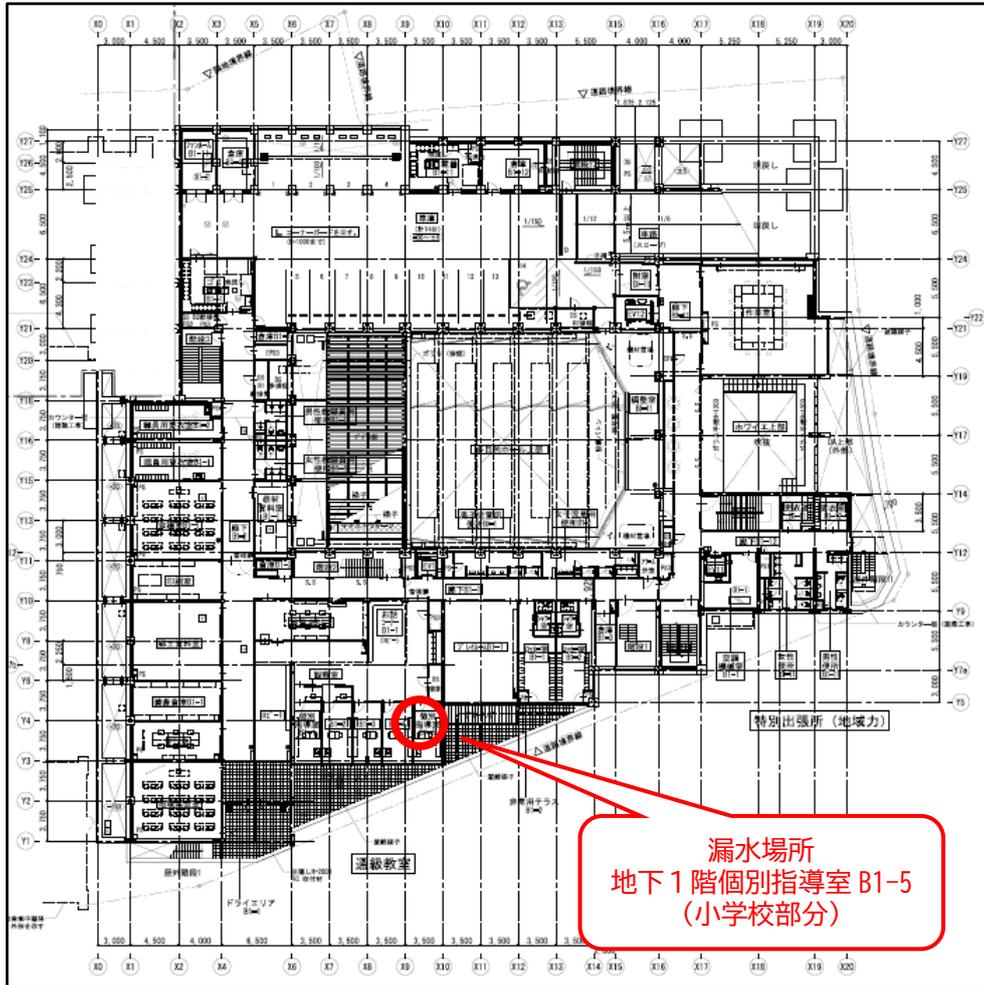
確認日時：令和6年6月13日午前7時45分頃

漏水場所：地下1階個別指導室B1-5（小学校部分）（図2.2）

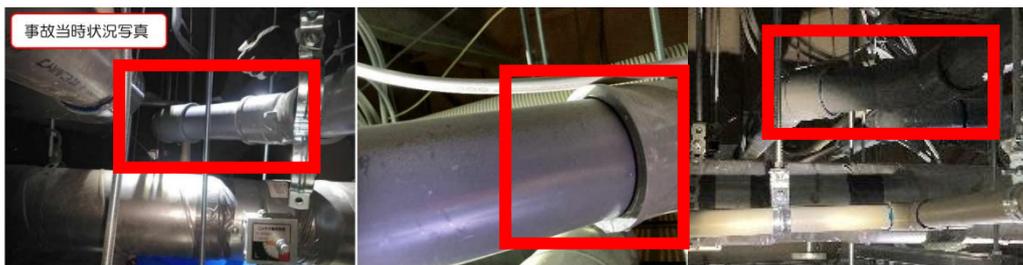
状況：6月12日午後6時頃、湧水槽（建物東側地下2階床下ピット）内で左官補修作業を行うことになった建築工事受注者JVが同湧水槽内の水位が高いことに気づき、本設ポンプを管理していた機械設備工事受注者JVに同湧水槽内の排水を依頼した。本設ポンプについては、6月13日午前10時より、電気設備工事受注者JVと機械設備工事受注者JVの合同で配管接続部の接着状況の確認をはじめとした試運転調整を行うことが予定されていたが、機械設備工事受注者JVは試運転調整を行う前に本設ポンプを稼働し、現場から退場した。

6月13日午前7時45分頃、機械設備工事受注者JVが天井内から漏水していることを発見し、詳細を確認したところ、排水配管接続部より漏水跡を発見した。その後の調査の結果、機械設備工事受注者JVによる配管接続部の接着忘れを確認した（写真2.2）。

発生直後の応急措置：地下1階個別指導室B1-4、B1-5、隣接するDS（ダクトスペース）の床・壁・天井の仕上げ材・電気設備器具及び機械設備器具が漏水にて水分を帯びたことが認められたため、各受注者JVにて拭き上げ及び清掃を行い、送風機にて乾燥処置を行った。



(図 2.2) 地下1階平面図



(写真 2.2) 配管接続部の状況

(左：事故当時の遠景、中：事故当時の近景、右：是正後)

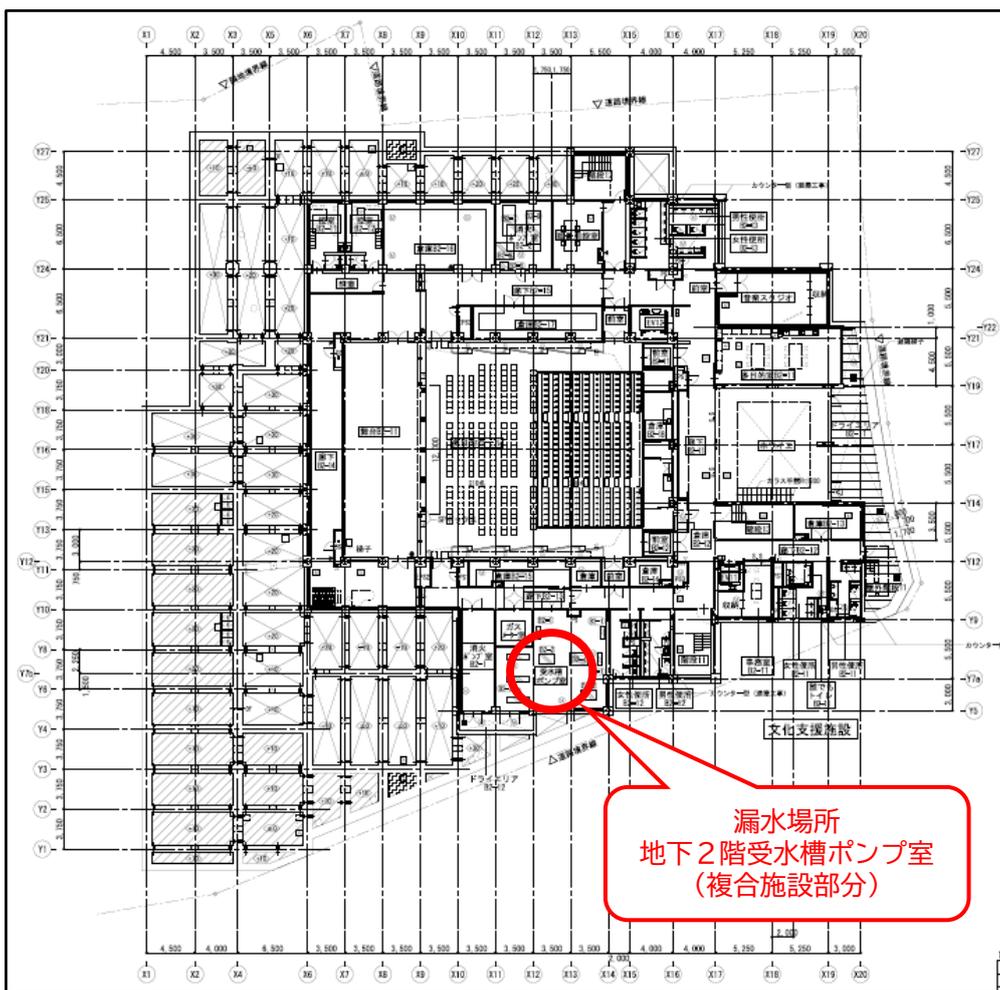
2. 3 事故③について

確認日時：令和6年6月13日午前8時頃

漏水場所：地下2階受水槽ポンプ室（複合施設部分）（図2.3）

状況：建築工事受注者JVが地下2階において漏水を発見し、機械設備工事受注者JVに連絡を行った。現地確認を機械設備工事受注者JVが行ったところ、雨水利用貯留槽（建物東側地下2階床下ピット）から雑用水槽（建物東側地下2階床下ピット）へ移送する水中ポンプが起動しており、同雑用水槽が満水となり給水口から漏水していた。当該水中ポンプについては、電気設備工事受注者JVと機械設備工事受注者JVとが合同で事故当日10時から試運転調整を行う予定であったため、電気設備工事受注者JV及び機械設備工事受注者JVは稼働を許可していなかったが、動力盤の起動スイッチが「自動」となり運転状態となっていた。なお、前日の現場退場前に電気設備工事受注者JVが動力盤を確認した際には「切」となっていた。ポンプが起動した経緯は不明である。（また、水中ポンプは事故発見時、試運転調整用に受電しており、操作可能な状態であった。）工事施工中（引渡し前）における本件事故に起因する機器や制御盤については、それぞれを受注している機械設備工事受注者JVと電気設備工事受注者JVで行われることになっていたが、本設ポンプの設置工事が開始されるまでは、建築工事受注者JVにおいて仮設ポンプを用いて水位レベルの管理が実施されており、雨水利用貯留槽内に溜まった雨水の吸い出しを行っていた。なお、本設ポンプの設置工事開始から設置完了までの間のピット内水位管理及びこれに伴う排水を、誰がどのように行うのかについて、調整された状況は確認できなかった。

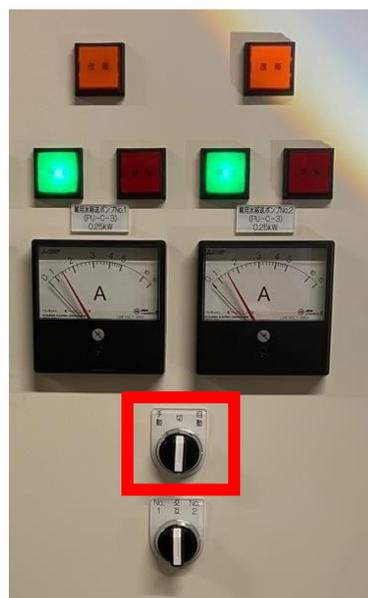
発生直後の応急措置：地下2階の受水槽ポンプ室並びに倉庫、廊下、多目的ホール等において、床・壁の仕上げ材が漏水にて水分を帯びたことが認められたため、各受注者JVにて拭き上げ及び清掃を行い、送風機にて乾燥処置を行った。



(図 2.3) 地下 2 階平面図



(写真 2.3) 漏水した給水口



(写真 2.4) 動力盤の起動スイッチ

3 漏水範囲の調査及び修繕方針

3. 1 調査の概要

今回、事故①から事故③において、いずれの事故発生も発生日時が近いこと、しゅん工工期間近であること、工事現場内における拭き上げ作業、乾燥作業に注力していたこともあり、拭き上げ作業が完全に終わった時点で、漏水範囲の特定を各受注者 J V において行った。

また、各受注者 J V から報告された漏水範囲のとりまとめを工事監理受託者とともに行った。ただし、時間が経過しないと判明しない被害範囲（床材のソリ、床継ぎ目の黒ジミ、壁材のカビ等）があると考えられるため、被害範囲の特定及び、復旧範囲の確定については、一定期間の経過後に、再度、各受注者 J V、工事監理受託者、大田区合同で行うこととした。

3. 2 外観調査

それぞれの事故直後に拭き上げ作業を行ったことにより、特に床部分や、壁の中木部分等は、外観上の変化は確認されなかった。しかし、事故後約 2 週間が経過した頃、床部分の黒ずみ、壁の中木部分のカビの発生等が認められた。これを受け、令和 6 年 6 月 25 日（火）に、各受注者 J V、工事監理受託者、大田区による現地合同確認を行い、被害範囲及び修繕工事範囲の特定を行った。（別紙 図 3.1～3.9）

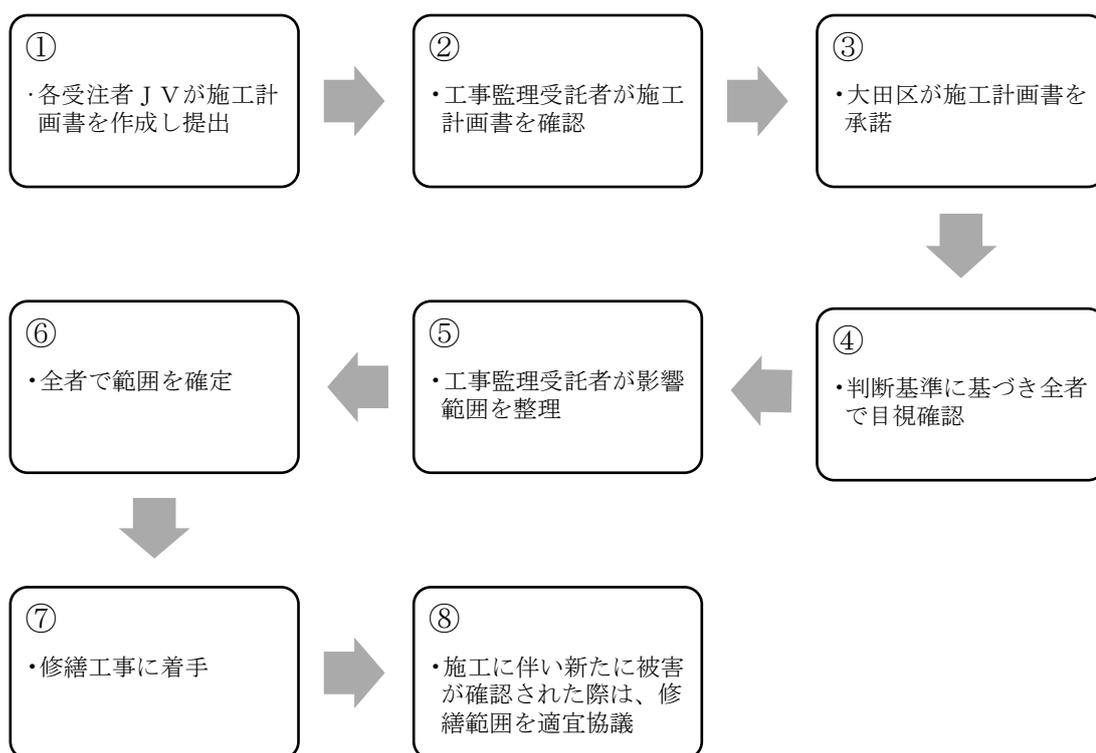
3. 3 破壊撤去を伴う調査

天井内部、置床式の床下、各内装仕上材の下地材等、目視では確認できない隠蔽部における漏水の影響範囲については、一部仕上げ材の破壊撤去を行うことにより確認が可能となるため、破壊撤去後に改めて目視による調査を行った。破壊撤去範囲は外観調査に基づく範囲とした。

3. 4 調査結果を踏まえた修繕方針

外観調査及び破壊撤去を伴う調査を実施し、3. 4. 1 から 3. 4. 4 の判断基準に基づき修繕を要すると判断される箇所については、各受注者 J V から修繕工事に関する施工計画書を受領した。工事監理受託者が施工計画書を確認の上で大田区が承諾し、各受注者 J V は当該施工計画書に従って修繕工事に着手した。（図 3.10）施工を進める中で新たに被害が確認された場合等には、各受注者 J V、工事監理受託者、大田区において協議の上、修繕を要する範囲の変更を行うこととした。

なお、修繕工事については、当初費用負担に課題があったが、負担先が明確にならないことによる修繕工事着手の遅れ（小学校開校の遅れ）等を避けるため、建築工事受注者 J V の提案によって令和 6 年 7 月 1 日実施した工事関係者及び大田区による全体会議において、修繕工事にかかる費用については、各受注者間で調整し負担（保険対応を基本とする受注者間協議）することで合意した。



(図 3.10) 修繕工事の実施手順

3. 4. 1 建築工事

- ・床・壁面・天井等の内装材（木材や石膏から構成されるもの）
目視によりカビ、浸水跡、水分を含んだことによる過度な伸縮が見られた場合は撤去・取替えを行う。
- ・床・壁面・天井等の内装材（金属から構成されるもの）
目視により浸水跡が見受けられた場合は清掃の上、現場にて防錆処理を行う。
既に発錆し、断面欠損が確認された場合は、撤去・取替えを行う。
- ・床下地コンクリート
撤去作業で、モルタル下地の乾燥状況を踏まえ修繕工事を行う。

3. 4. 2 電気設備工事

- ・照明器具
浸水跡が確認された機器については取替えを行う。
- ・床下配管
配管用内視鏡カメラにて配管全数の内部を確認する。
浸水跡が確認された場合は取替えを行う。
- ・床下被覆配線
絶縁測定を実施する。結線部は、ケーブル切詰を実施する。

3. 4. 3 機械設備工事

- ・換気、空調設備

目視確認、電送部の浸水跡確認、運転状態確認を行う。

浸水跡が確認された場合は取替えを行う。

- ・配管

目視確認及び触手確認を行い、損傷及び保温材に浸水を確認した場合は取替えを行う。

- ・ダクト、ダンパー、制気口

目視確認及び触手確認を行い、発錆、損傷及び保温材に浸水を確認した場合は取替えを行う。

3. 4. 4 昇降機設備工事

- ・昇降機設備

全基目視により確認を行う。浸水跡が確認された場合は、部品の取替えを行う。

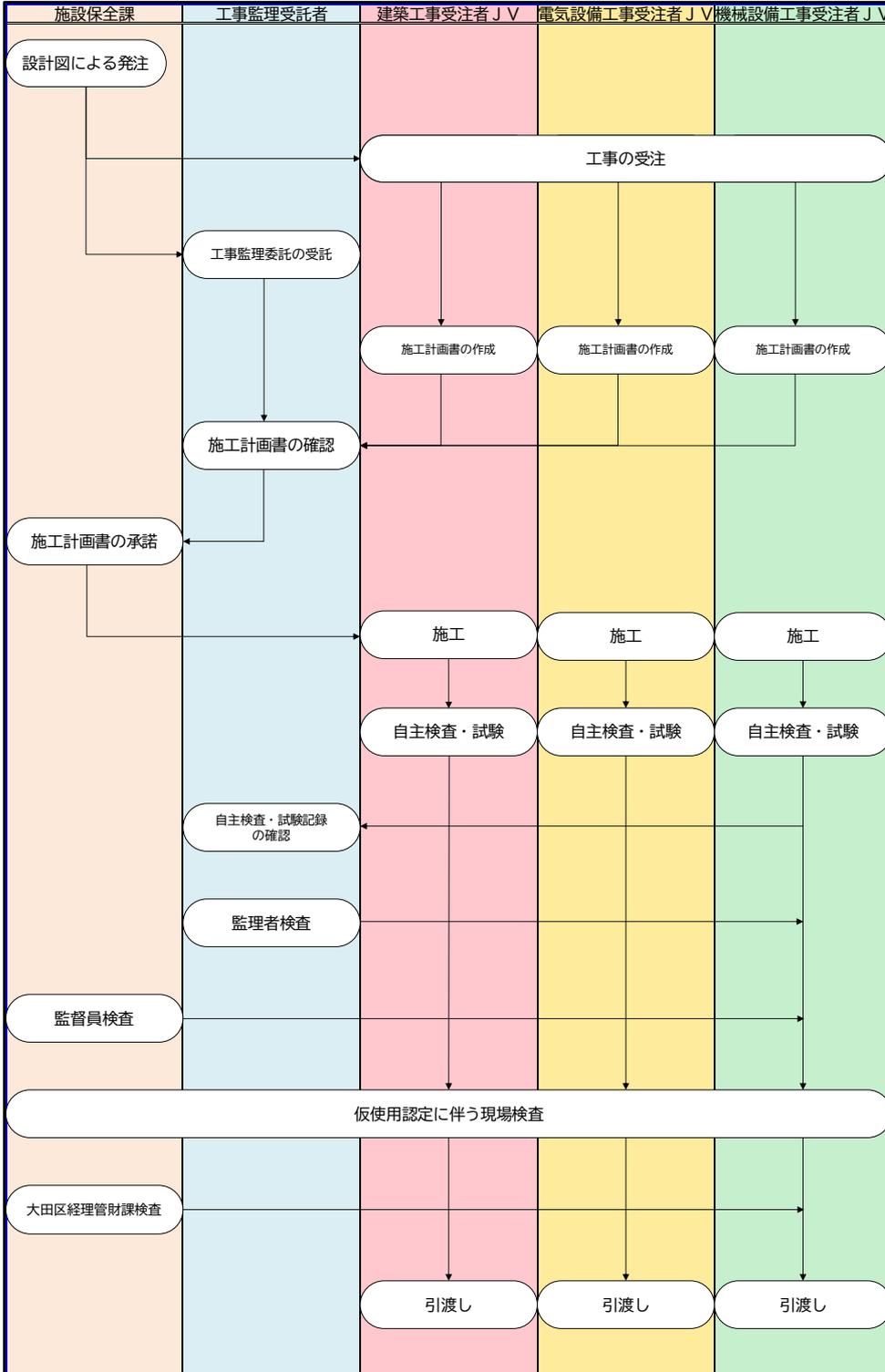
- ・小荷物昇降機

目視により確認を行う。浸水跡が確認された場合は、部品の取替えを行う。

4 本件事故の原因

4. 1 工事に際して行われるべきであった流れ

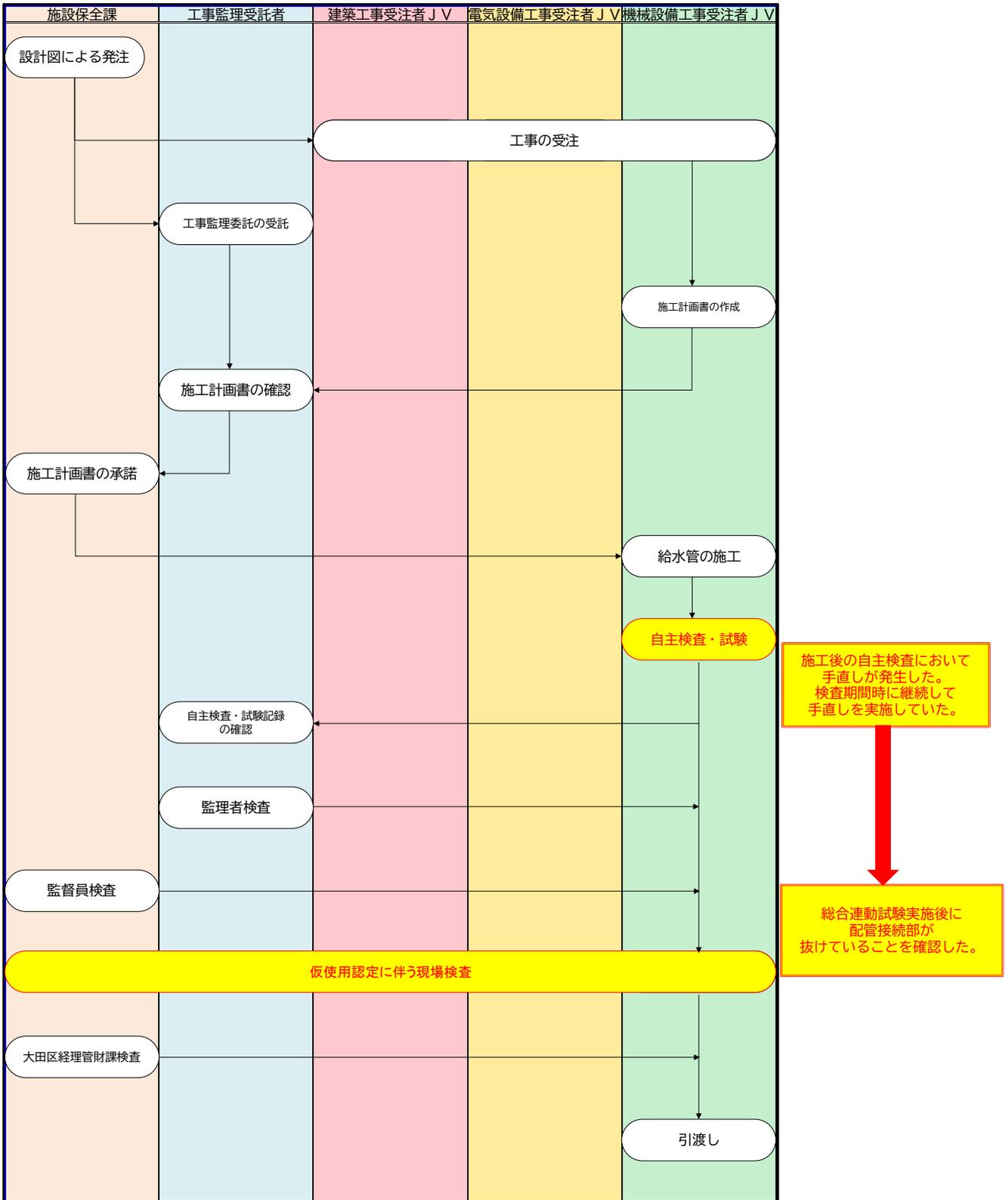
工事に際して行われるべきプロセスを下図にて示す。(事故①～事故③共通)



項目によっては、
関連工事間合同で
検査及び試験を実施

(図 4.1) 本来迎えるべき手順フロー

4. 2 事故①について



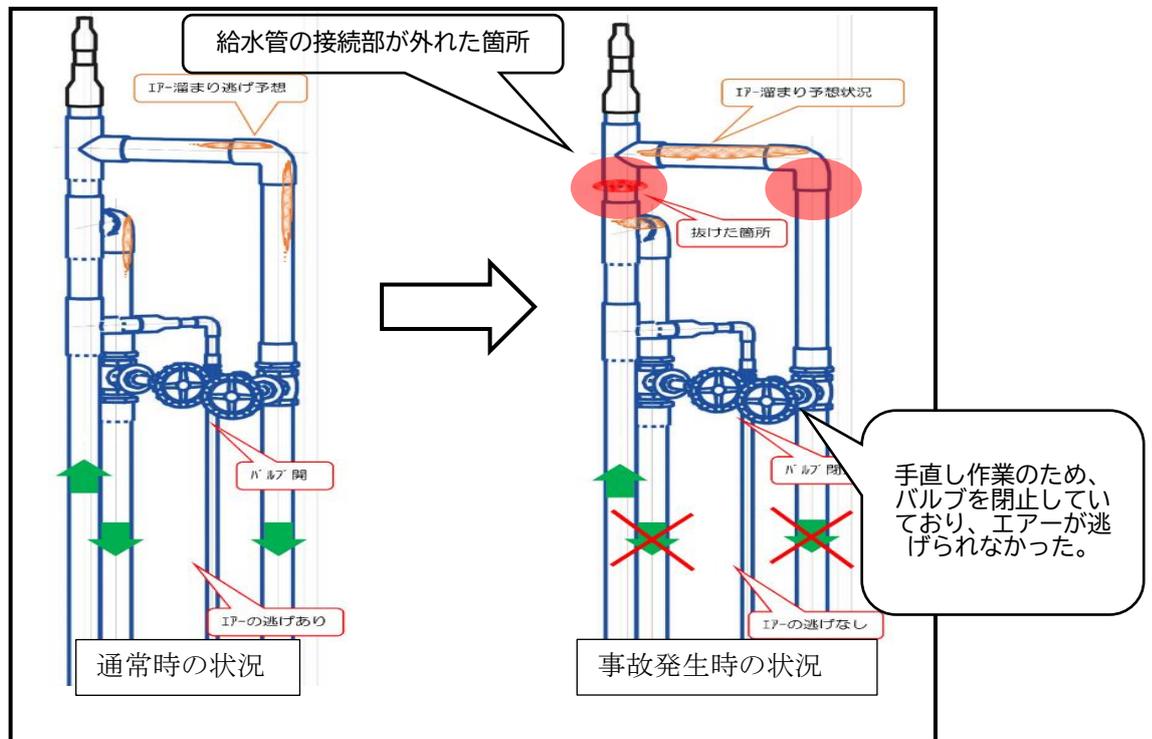
(図 4.2) 事故①における手順フロー (赤字部は支障があった箇所を示す)

事故①の直接的な原因としては、漏水のあった給水管の配管接続部の接着が弱くなったことにより当該配管接続部が外れたことが挙げられる。調査の結果、事故①が発生した経緯は以下のように考えられる。

事故①が発生した当日は、1階児童用女子便所1-2系統の給水管（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）において、仮使用認定に伴う現場検査が予定されており、同検査項目の一つである総合連動試験のため、計画的に停電から復電に切り替えられ、それに伴い加圧ポンプが稼働していた。本来、加圧ポンプを稼働する際には、給水管内に溜まったエア（空気）を逃がすために給水管のバルブを開放しておく必要があったが、機械設備工事受注者JVが自主検査に基づく手直し工事（給水管とライニングの干渉を是正する工事）を行っていたため、バルブを一時的に閉止していた。このため、給水管内にエア（空気）溜まりが生じていたと推定される。その状況において、総合連動試験の実施に伴い加圧ポンプが稼働したことから、給水管内に衝撃（ウォーターハンマー現象）が発生したと考えられる。すなわち、5月25日から6月11日までに同様の状態で5回の総合連動試験を行っており、繰り返し給水管内に衝撃が加わり、配管接続部の接着剤による接着が弱くなり接続部が外れてしまったと考えられる。工事監理受託者及び機械設備工事受注者JVも同様の見解を示している。

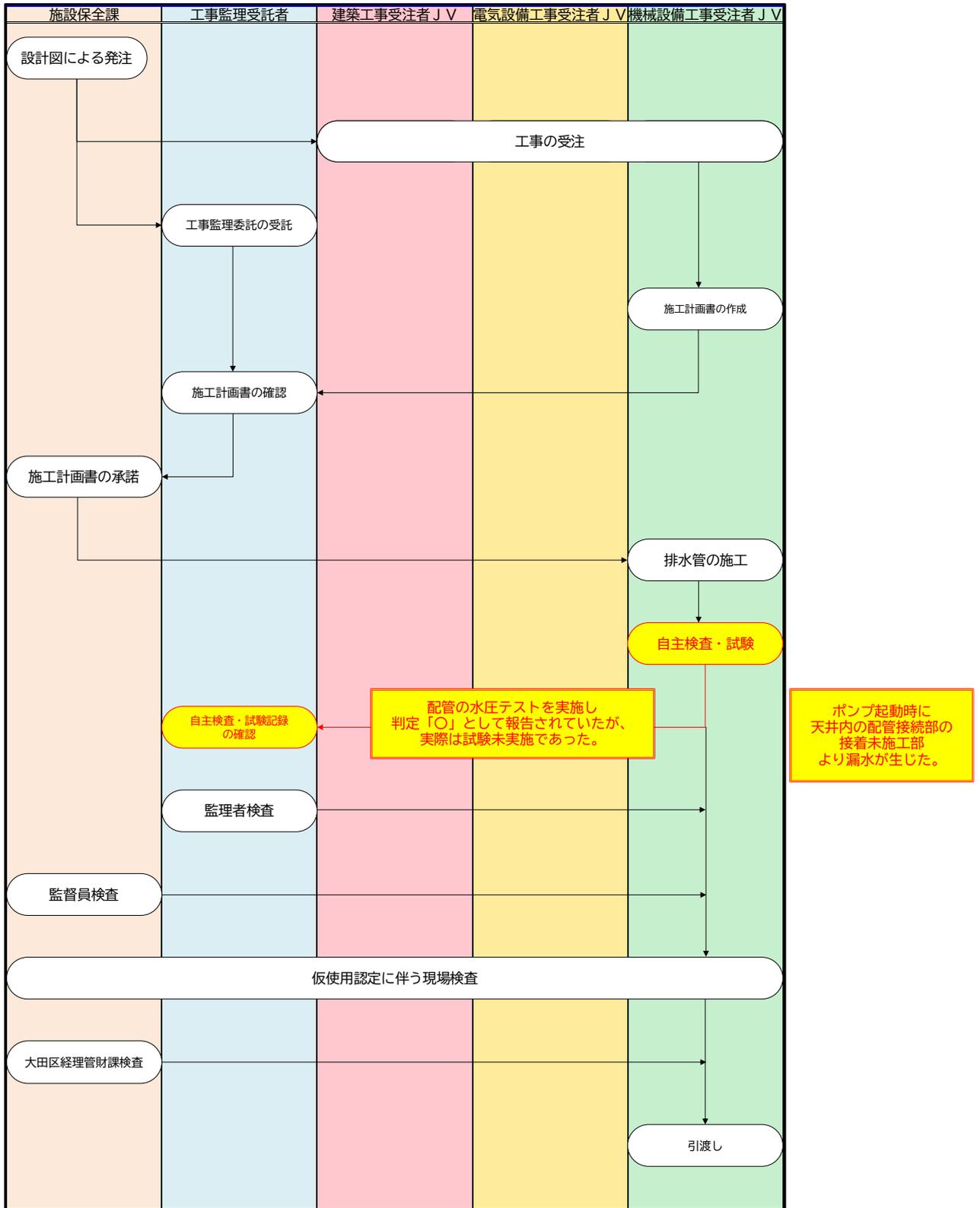
なお、漏水のあった給水管の設計については、東京都機械設備工事標準仕様書及び大田区立学校改築標準設計仕様書に則り適切な管材等が選定されており、また当該給水管の施工方法については、機械設備工事受注者JVが工事着手前に施工計画書を作成し、工事監理受託者が確認した上で大田区が承諾している。また、当施工計画書に基づき、機械設備工事受注者JVは令和5年12月に当該給水管について水圧試験を実施しており、配管接続部の施工は適正であることを確認している。

対策として、パイプシャフト内の給水管接続部の接着状況の全数確認及び接続部が外れた系統の水圧試験を再実施するとともに、給水管の接続部の外れ防止用支持金物の追加を行った。



(図 4.3) 発生原因と考えられるエア溜まりのメカニズム

4. 3 事故②について



(図 4.3) 事故②における手順フロー (赤字部は支障があった箇所を示す)

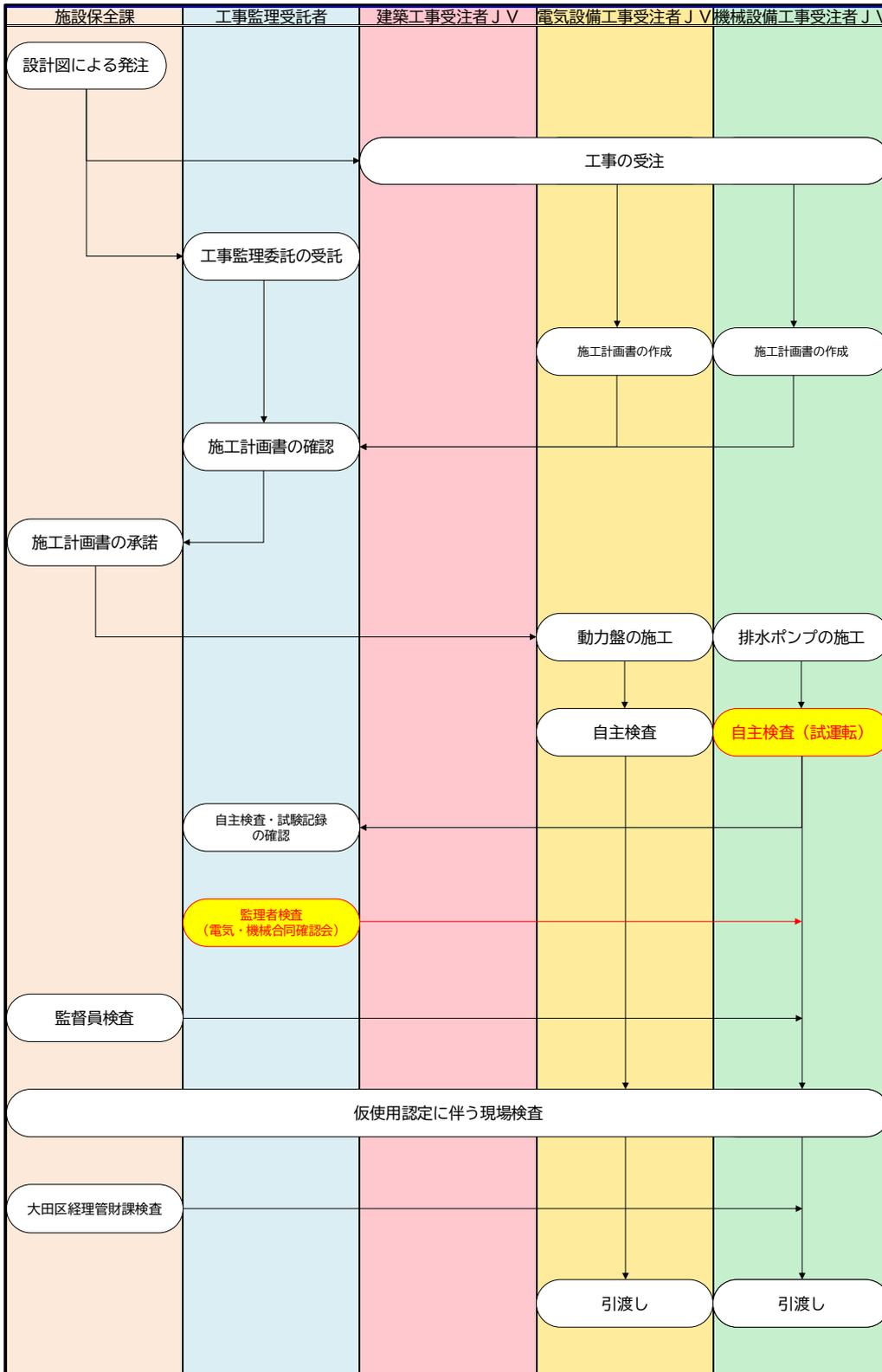
事故②の直接的な原因としては、漏水のあった排水管の配管接続部の接着が未施工であるにもかかわらず、機械設備工事受注者 J V が本設ポンプを稼働させたことが挙げられる。調査の結果、事故②が発生した経緯は以下のように考えられる。

機械設備工事受注者 J V の社内検査報告書においては、当該配管の水圧試験の判定結果が「○」となっていたが、実際には配管の水圧試験は実施されておらず、配管接続部の接着未施工部分があったことを事故後に確認した。配管の接続部は色付の接着材を使用しているため、接着実施の有無は施工後に目視により確認することも可能であったが、この目視確認も適切に実施されなかったと推定される。工事監理受託者は水圧試験の判定結果が「○」であることを機械設備工事受注者 J V の社内検査報告書で確認しているため、工事監理業務は適切であったといえる。

なお、漏水のあった配管の設計については、東京都機械設備工事標準仕様書に則り適切な管材等が選定されており、また当該配管の施工方法については、機械設備工事受注者 J V が工事着手前に施工計画書を作成し、工事監理受託者が確認した上で大田区が承諾している。

対策として、未施工部分の接着、及び他のポンプアップ排水管系統配管の接着状況の全数目視確認を実施した。また、ポンプアップ排水管については全数水圧試験を実施のうえ、給水管については再度の全数水圧試験を実施した。さらに、その他の排水管においても全数満水試験を行った。

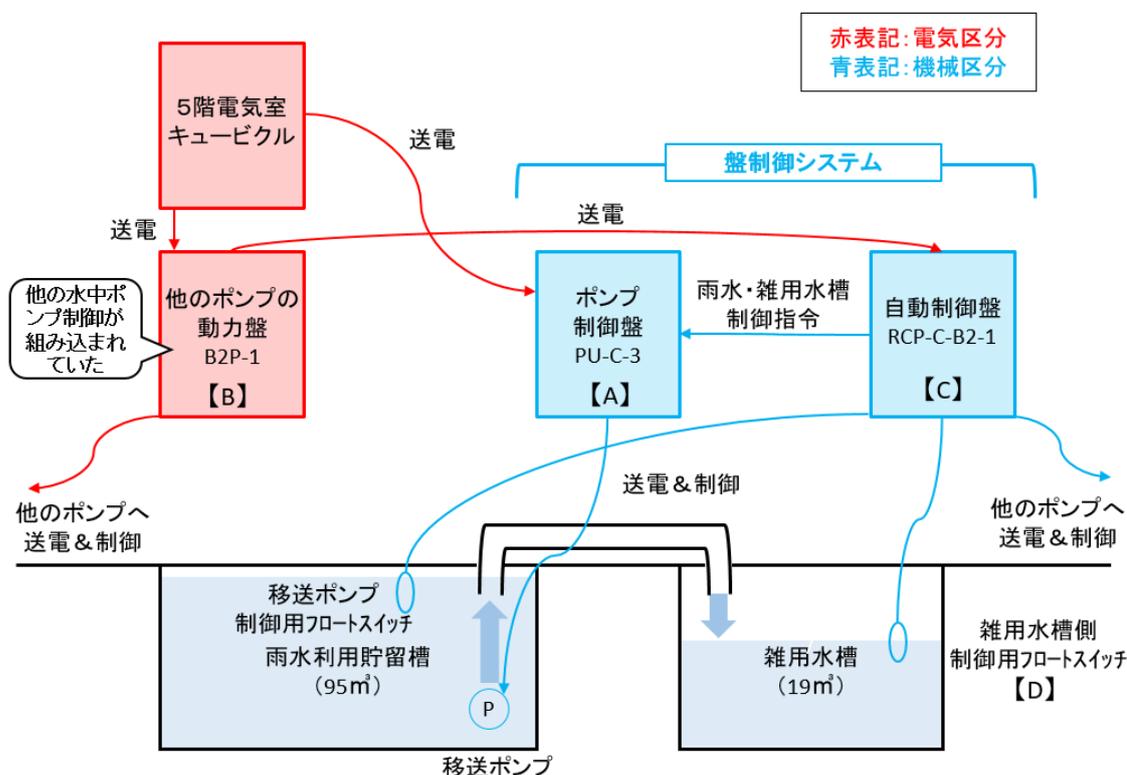
4. 4 事故③について



(図 4.4) 事故③における手順フロー（赤字部は支障があった箇所を示す）

事故③の直接的な原因としては、本来、雨水利用貯留槽から雑用水槽に水を移送するための水中ポンプ（以下「本件水中ポンプ」という。）を稼働するにあたり設置が必要となるフロートスイッチ（一定の水位に達した場合にポンプを自動で停止させることにより、漏水を防止する制御機構）が未施工であるまま東京都建築指導課の検査に至り、本件水中ポンプが稼働されたことが挙げられる。調査の結果、事故③が発生した経緯は以下のように考えられる。

まず設計時においては、事故③が発生した本件水中ポンプに関し、ポンプ動力の電源供給及び動力盤【B】の施工は電気設備工事、その他の部分（移送ポンプ本体、ポンプ制御盤【A】、自動制御盤【C】、付随する制御配線・配管、フロートスイッチ等）の施工は機械設備工事において実施するものとして区分されていた。（図 4.5）



(図 4.5) 設計図面における制御システム

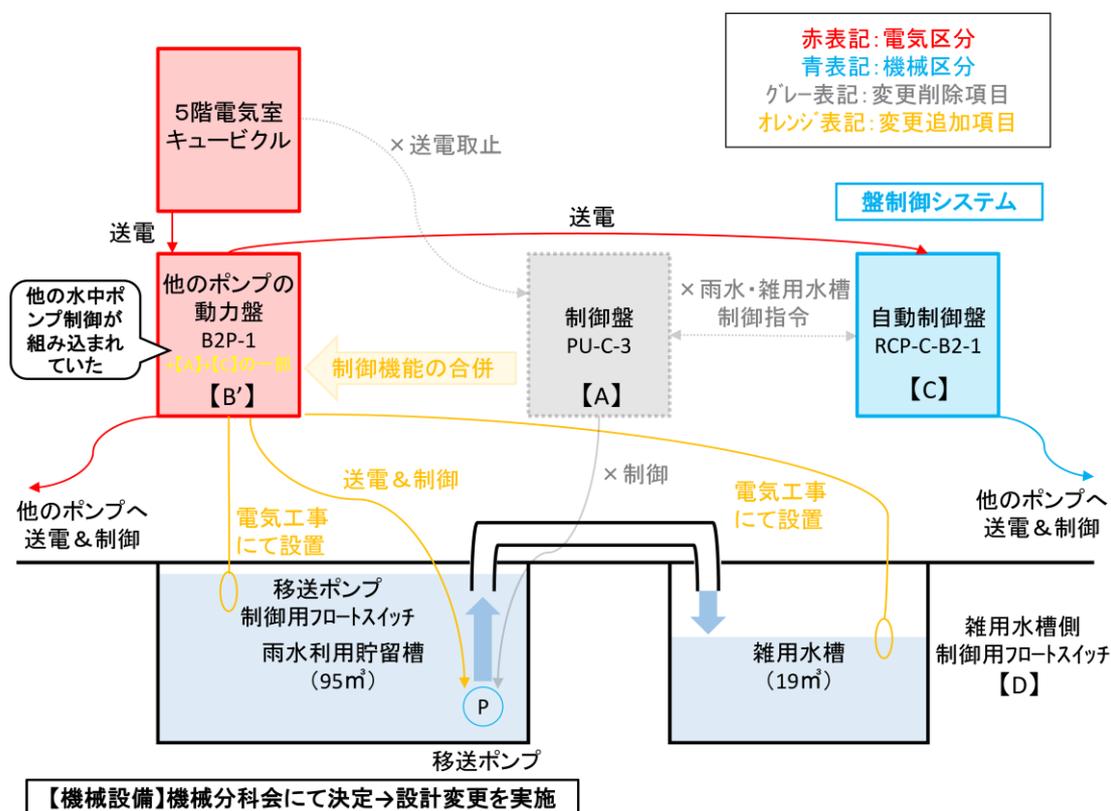
しかし工事着手後、電気設備工事受注者 J V 及び機械設備工事受注者 J V 間で、上記設計のうち機械設備工事受注者 J V が設置する予定の「ポンプ制御盤【A】」及び「自動制御盤【C】の一部」の機能が、電気設備工事受注者 J V が設置する予定の「動力盤【B】」に組み込まれており重複しているとして、調整されることとなった。（実際には図 4.5 のと

おり、本件水中ポンプに係る制御機能については、「ポンプ制御盤【A】」及び「自動制御盤【C】の一部」が有しており、本件水中ポンプ以外のポンプの制御機能を有する「動力盤【B】」には組み込まれておらず、機能・システムにおいて重複は無かった。）

これに対応するため、電気設備工事受注者JVと機械設備工事受注者JVにて協議を行い、動力盤【B】にポンプ制御盤【A】の機能及び自動制御盤【C】の機能の一部を組み込んだ動力盤【B'】を採用することとし、電気設備工事受注者JVが施工することとなった（以下「本変更」という。）。

その際、機械設備工事受注者JVは、本件水中ポンプに係る制御機能を有する設備の一部である自動制御盤【C】に付随していた雑用水槽側制御用フロートスイッチ（以下「フロートスイッチ【D】」という。）も電気設備工事受注者JVにおいて施工するものと認識していたが、電気設備工事受注者JVはそのような認識をしていなかった。

本変更について、令和4年4月13日に実施された、機械設備工事に関する分科会である機械分科会（区機械担当、機械設備工事受注者JV、工事監理受託者）においては、電気設備工事受注者JVが動力盤【B'】を施工することとなったため、機械設備工事受注者JVからポンプ制御盤【A】の施工は取りやめとする提案がされ、工事監理受託者が確認のうえ、区機械担当が承諾した。（図4.6）

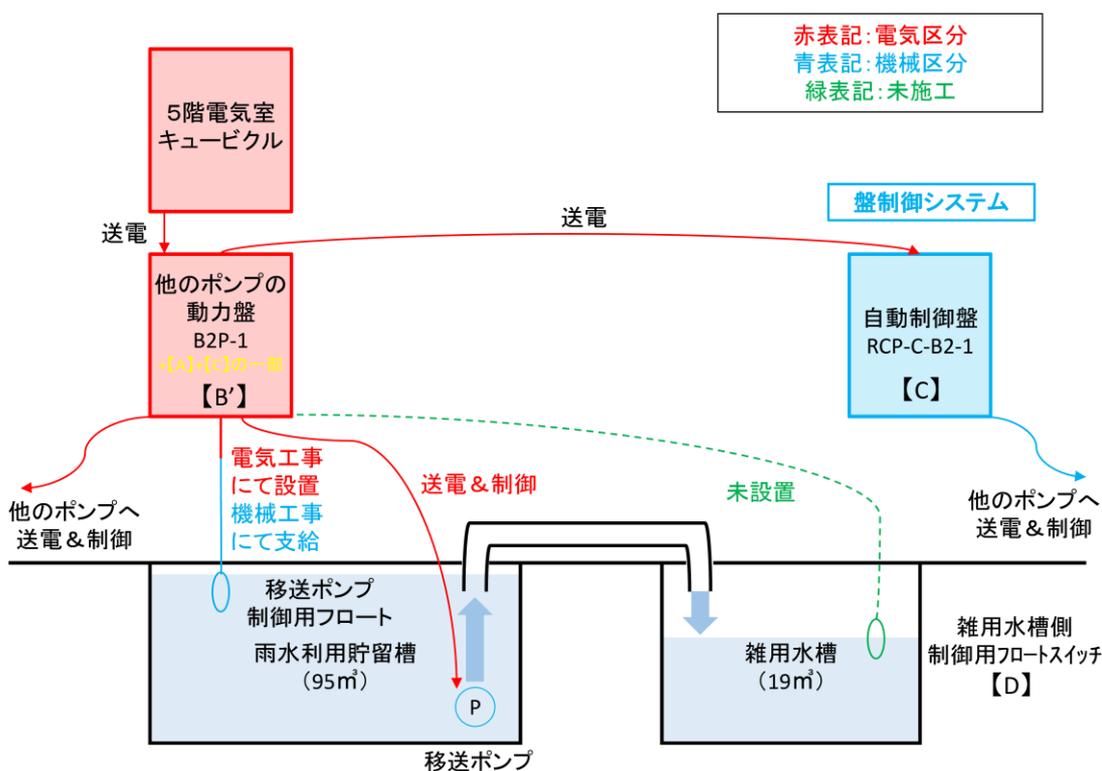


(図 4.6) 変更案での制御システム

一方で、電気設備工事に関する分科会である電気分科会（区電気担当、電気設備工事受注者 J V、工事監理受託者）及び総合定例会（区建築担当、区電気担当、区機械担当及び工事関係者）においては、本変更に関する議題が挙げられることはなかった。

前記のとおり、フロートスイッチ【D】は、本変更により動力盤【B'】に付随させる必要があったが、電気設備工事受注者 J Vにおいて施工すべき認識がなかったため、電気設備工事受注者 J Vはフロートスイッチ【D】が記載されていない動力盤【B'】の機器承諾図を作成した。その後、機器承諾図を工事監理受託者が確認のうえ、区電気担当が承諾した。その結果、事故当日はフロートスイッチ【D】が未施工の状態となった。（図 4.7）

前記のとおり、本変更については総合定例会及び電気分科会で議題に挙げられず、工事関係者からも報告がされなかった。また、工事監理受託者においても、工事監理受託者内での共有が十分にされていなかったことにより本変更を把握しておらず、適切に機器承諾図の確認が行われなかった。そのため、区電気担当が機器承諾図のみから本変更に気づくことは極めて困難な状況であった。



(図 4.7) 事故発生時の制御システム

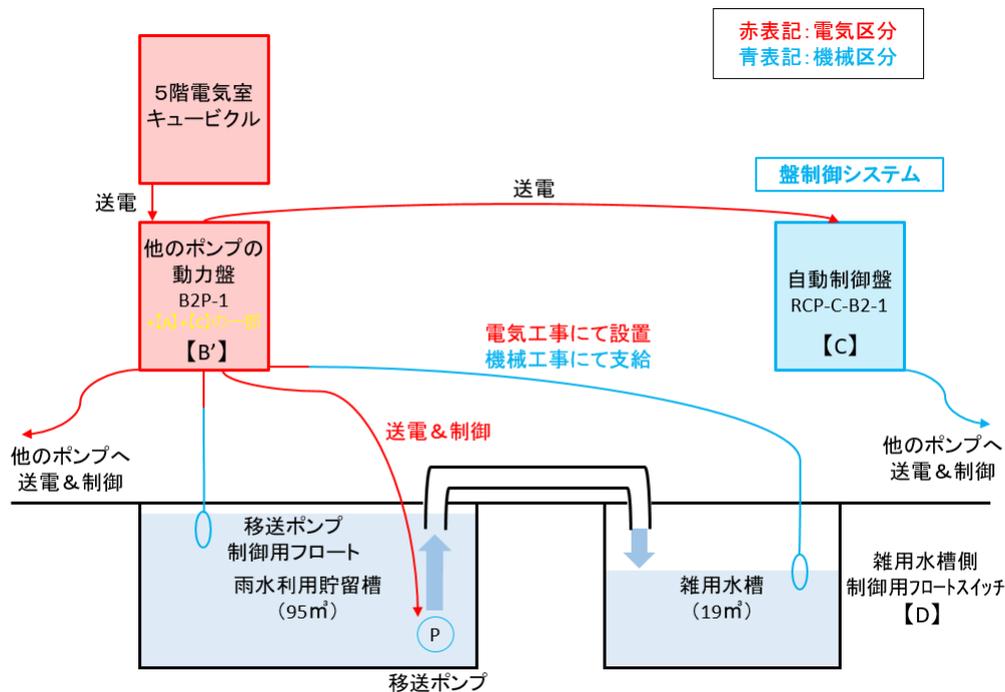
前記の経緯によりフロートスイッチ【D】が未施工であったところ、さらに本件水中ポンプを含む各ポンプのスイッチが搭載された操作盤の誤操作により、本件水中ポンプが起動し、雨水利用貯留槽から移送された水により雑用水槽の水位が一定に達しても自動で停止

する制御機能が取り付けられていないことで、当該雑用水槽から漏水するに至った。

区への引き渡し前には、各機器、盤類及びピットの水位等の管理は各受注者JVで行う必要があるが、調査の結果、事故当日は操作盤を誰でも操作できる状態にあり、張り紙等で、「操作禁止」との注意喚起はしていなかったことが確認された。

以上のとおり、情報の共有、伝達が不十分で事故当日までポンプを制御する機構が未施工の状態であり、かつ操作盤の誤操作を防ぐ対策がなされていなかったため今回の事故③が起きたものと考えられる。また、事故当日には各受注者JV及び工事監理受託者合同による現地確認会が予定されており、予定どおり確認会が行われていれば、施工区分の確認、調整がなされたはずであったが、事故前日に誤操作により本件水中ポンプが稼働してしまったことから確認、調整を行うことができず、本件事故③の発生を防ぐことができなかったと考えられる。なお、本件水中ポンプの操作盤を操作した工事受注者JVの特定はできなかった。

対策として、区機械担当及び区電気担当、機械設備工事受注者JV、電気設備工事受注者JV及び工事監理受託者にて工事区分の確認を行い、フロートスイッチ【D】の取り付けと、操作盤への貼り紙による注意喚起を行った。なお、未設置であった雑用水槽側の制御用フロートスイッチ【D】は工事関係者間で協議の上、電気設備工事受注者JVにて設置し、動作確認を実施した。(図4.8)



(図4.8) 最終動作確認後の施工完了時の制御システム

5 本件事故の総括と今後の対応策

5. 1 本件事故の総括

本件事故については、しゅん工間近の建物内で発生したため、広範囲における内装仕上材等が水分を帯びるといった被害が認められた。中には時間が経過しないと被害が判明しない建材もあり、調査にかかる期間、修繕工事作業を行うための資材・労務の調達にかかる期間、修繕工事の作業にかかる期間等が必要となった。そのため、事故発生の翌週（令和6年6月18日）時点において、各受注者JV及び工事監理受託者から、契約工期（令和6年6月28日）の引渡しは不可能である旨の報告があった。

大田区は、引渡し後に漏水事故に起因する事象が発生することを防ぐため、調査のための期間として、工事期間を令和6年10月11日までに延長する契約の変更を行った。

その後、前章までに記載のとおり、被害範囲を確定させる中で、令和6年7月10日に各受注者JV及び工事監理受託者から大田区長、副区長、教育長に対し、一日も早い施設の開設に向け、最善をつくす意志表明がなされた。

いずれの事故も人為的な要因により発生したものであるところ、事故①及び②については、機械設備工事受注者JVが施工又はその過程に不備があったことを認めているが、事故③については、明確な責任の所在の特定に至らなかった。

5. 2 今後の工事現場における対応策

大田区が発注する工事においては、一つの建物について建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事等、複数の業種で分離して発注している。そのため、全体の工事が円滑に進行するためには、各業種の受注者間での連携と情報の共有が極めて重要である。

現場において実施している総合定例会等を通じて、それらが確実に行われるよう、受注者及び工事監理受託者に対する指導を徹底する。

さらに、受注者自身による工事の自主検査や合同確認を含む試運転調整の重要性を再度認識することを促し、工事監理受託者及び大田区への報告を徹底することを、受注者に対して指導する。これらの取り組みを通じて、工事の品質を向上させ、これからの工事における事故の防止に努める。

